

平成30年4月27日

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会  
会長 滝本 誠 様

茅ヶ崎市立松林公民館  
館長 森井 武

茅ヶ崎市立松林公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第29条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を求める事項

地域社会に求められる新しい公民館のあり方について

- 1) 地域住民に求められる公民館事業のあり方
- 2) 公民館事業の情報発信について（事業の認知度や参加者層の拡大に向けて）
- 3) 茅ヶ崎市の「公民館のあるべき姿」とは

2 理由

近年、都市化の進展や核家族化、少子高齢化等による住民ニーズの多様化は、地域コミュニティの存続の危機を誘発し、人間関係の希薄化をもたらしています。

こうした社会構造の変化に的確に対応するため、各自治体では行財政改革を進めていますが、これは「公民館が積極的に整備されてきた時代」から「既存の公民館のあり方が問われる時代」へと移り変わったことを意味し、これまで以上に公民館の役割が問われているものと考えます。

公民館は、言うまでもなく多様な学習機会を提供し、地域における様々な課題に取り組む事業を効果的に展開する社会教育施設であるとともに、地域社会の形成や地域文化の振興にも貢献する等、地域の住民が気軽に利用できる最も身近な学習の拠点である必要があります。

以上のことから、上記1の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、地域コミュニティや地域創生の要となる社会教育施設として、公民館事業のあり方や情報発信の視点等を踏まえ、ご審議のうえ答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 平成31年3月